

## 第47回北信越国民スポーツ大会ローイング競技 レースにあたっての審判上の諸注意

今大会は、(公社)日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、以下の審判上の諸注意及び代表者会議での決定事項に基づき、レースを運営します。

### 1. 健康

各クルーは、健康管理に十分注意を払い、万全の状態で開催に臨むこと。熱中症予防のほか、感染症対策にも留意すること。体調不良を感じた場合は、速やかに最寄りの競技会役員・審判員に申し出ること。

### 2. 事故防止と完全確保及び航行ルールの遵守

#### (1) 天候について

大会中、天候の急変等によりクルーの安全が確保できない状況や危険が生じた場合、もしくはそれが予想された場合、大会や続行中のレースを中断する場合がある。

#### (2) 航行ルールについて

- ① 出艇時コースを横断するため、レースの状況を注視するなど、安全に十分に注意すること。特に0m～100mはスタートの呼び込みと交錯し接触する可能性があるため、100m～200mをコースに直角に横断すること。
- ② 発艇2分前から発艇位置に設置されたパトライトを点灯する。パトライト点灯中はコースを横断しないこと。これに違反するとイエローカードを与える。
- ③ レース前の練習については、航行規則を守り、周囲の安全を確認の上注意して行うこと。決められた水域以外(消波堤の外等)には行かないこと。
- ④ レース時の航行規則では練習水域は900m地点のオレンジ色のブイで折り返すこと。1000mの判定に影響が出る恐れがあるため、950mの境界ブイを越えないように注意すること。
- ⑤ 練習水域の途中のブイで折り返すことも可能ですが他のクルーと接触事故のないように注意すること。
- ⑥ 諏訪湖ではコースの真横が練習水域となります。練習水域での航行中、およびコース岸側を帰艇中、レース艇が来たときは、必ず100m手前で止まり、レース艇が通過するのを待つこと。これに違反するとイエローカードを与える。
- ⑦ 練習中又は回漕中に航行ルールを守らず他艇に接触・衝突したクルーには「イエローカード」を与え、重大な航行ルール違反の場合には「レッドカード」を与え、除外とする。

#### (3) 安全用具について

- ① 全てのレース艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又はこれに類似の材質で、中空でない白色の「バウボール」を取り付けていること。これに違反したクルーは「失格」となる。
- ② 落水時の安全を確保するため、フットストレッチャー(ストレッチャー、シューズなど漕手の足を保持するすべての装置)は、漕手が緊急時において速やかにボートから離脱することができる(クイックリリースフットストレッチャー)形式とする。

※「クイックリリースフットストレッチャー」とは以下のものをいう。

(ア) 足を保持するフットストレッチャーが艇に残る場合は、足が容易に解放されるようにフツ

トシューズの踵が水平位置より上に上がらないよう、ヒールロープにより両足それぞれ独立して固定すること。さらに、漕手がシューズから足を外す際に、靴ひも、マジックテープ、または同様の素材を開ける必要がある場合は、漕手が片手で引く簡単な一動作ですぐに両足が解放できる構造であること。

(イ) フットストレッチャーが艇に残らない場合は、漕手が手を使わずに容易に両足が解放される構造又は手が届きやすい紐や解除装置の「片手による簡単な一操作」で、すぐに両足が解放できる構造であること。

また、次の場合はレッドカードが与えられ、除外とする。

- ヒールロープが無い場合(フットストレッチャーが艇に残るタイプの場合に限る。)
- ヒールロープはあるが、結んでいない場合
- ヒールロープを結んでいるが、フットストレッチャーの踵が水平位置より上にあがる場合
- レース前はヒールロープを結んでいたが、レース中に伸びたり切れたりして、フットストレッチャーの踵が水平位置より上にあがる場合

### 3. 各種手続き(届出)

棄権・メンバー変更・ブレード変更(不統一)の「届出」や「願」の手続きは、定められた時間までに所定の手順により競漕委員会へ行うこと。

### 4. 監視と舵手計量

(1) 監視はメンバー構成、ユニフォーム、ヒールロープ、バウボール等を確認するため、栈橋にてレースの出漕の都度行うので、監視審判員の指示に従うこと。監視を経ずに出漕することはできない。

(2) 舵手の体重は、ユニフォーム及び一部装着が認められたパーソナルアイテムを含め、男子種目 55.0 kg以上、女子種目 50.0 kg以上とする。これに満たない者は、規定の重量に達するため監視員から貸与された最大 15.0 kgのデッドウェイトを舵手の最も近い所に置かなければならない。この場合において、舵手は監視員の求めがあればデッドウェイトの重量検査等を受けなければならない。

デッドウェイトの携行を命ぜられたクルーが、当該デッドウェイトを携行せずにレースに出漕した場合、「レッドカード」が与えられ「除外」となる。

(3) 舵手計量は、最初に出漕するレースの2時間前から1時間前までにアクア未来 A シャッター内の「舵手計量所」で受けること。規定時間内に計量を受けない場合は「失格」となる。なお、計量所での飲食は禁止する。

(4) 同じ舵手が規定時間内で受けることができる計量(公式計量)は1回限りとする。なお、舵手計量所の隣に設置する計量器は自由に使用することができるが、この計量器の数値を公式計量とすることはない。

### 5. ユニフォーム及び服装

(1) クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを着用すること。「統一したユニフォーム」とは、「外見が全く同じもの」のことであり、色褪せ、迷彩模様・幾何学模様、個人名・イニシャル、ポジション名等の記載(刺繍等)が異なったものは「統一したユニフォーム」とは見なさない。また、ユニフォームの他に着用する帽子・鉢巻・アンダーシャツ、アンダーレギンス、靴下なども統一されていなければならない。靴下について、揃えられない場合は、レース時に艇の外から見え

ないようにすること。なお、靴下を脱いで揃えることはクルーの判断に任せる。

(2) 帽子・鉢巻については、クルー内で着用する者と着用しない者がいても不問とする。

## 6. 発艇定刻の厳守と発艇号令

(1) レースに出漕するクルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置(ステイクボート)に付けること。特段の事情がない限り、遅れたクルーには「イエローカード」を与える。艇の故障等で発艇定刻までに到着できない場合は、必ず最寄りの審判員に申し出て指示を受けること。ただし、申し出があっても発艇定刻は概ね1レース程度しか変更しない。

(2) 許可なく発艇定刻に遅れ、レースに参加できなかったクルーは「DNS」となる。

(3) 発艇定刻2分前になったら、各クルーの責任で進行方向を定め、いつでも発艇できる準備をすること。なお、風波等の影響により、「クイックスタート」を用いる場合がある。

(4) 発艇号令は、「発艇旗」により行う。

## 7. レース中の留意事項

(1) レース中に艇の故障やオールの破損等があっても救済措置はない。同様に、これらに伴う異議は認めないので、各クルーの責任で十分に点検等を行ってレースに臨むこと。

(2) 全てのクルーは、自己のレーン内を進行しなければならない。他のレーンへの侵害や、他艇に妨害を及ぼすおそれのあるクルーに対し、審判が注意を与えることがある。この場合、主審は白旗を掲げ、当該クルー名をコールし、進むべき方向へ白旗を振り下ろす。

(3) レース中、障害物の出現、岸や回漕レーンで待機するクルーに衝突するなどの危険が切迫しているクルーに対し、白旗を掲げ「〇〇止まれ！」と指示し、当該クルーのみを停止させることがある。

(4) 主審が、何らかの理由によりレース全体を止める場合は「赤旗を振り」、「鐘を鳴らして」、「止まれ！」と指示する。

(5) 主審艇は、レース状況により遅れたクルーを追い越す場合がある。この場合、主審艇に追い越されたクルーは主審艇の波を被ることがあるが、このことによる異議の申し立ては受け付けない。

## 8. レース中の選手の落水

(1) レース中に漕手が落水(転覆)した場合、自力で速やかに乗艇(回復)し、決勝線を通過すれば着順を認める。ただし、舵手を欠いて決勝線を通過したクルーは失格となる。

(2) 自力での乗艇に手間取り、次のレースに支障をきたすとき又は安全上の問題があると審判が判断したときには救助する。この場合、当該クルーは「DNF」となる。

## 9. 指導・警告・除外とその取扱い

(1) クルーが違反・不正行為などを行った場合は、指導や警告(違反等の内容により「注意」、「イエローカード」、「レッドカード」のいずれか。)を与える。同一ラウンド内でイエローカードが2回与えられるとレッドカード(除外)となる。審判がイエローカード、レッドカードを与えるときは、該当色のカードを当該クルーに提示する。

(2) (公社)日本ローイング協会競漕規則、本大会要項、以下の審判上の諸注意及び代表者会議での決定事項に基づかない事柄で、審判が特に重大・重要と判断した内容のときには「イエローカード」を与える場合がある。

(3) クルーが受けた「イエローカード」は、レースが終了した時点で解消するが、レース終了後の

回漕中に受けたイエローカードは、大会中の次のレースまで持ち越すものとする。

- (4) 今大会の決勝Ⅰにおいて「レッドカード(除外)」を受けたクルーが決勝Ⅱに出漕する場合、他のクルーとの公平性を期すため、決勝Ⅰを正常な競漕速度でレースを漕了しなければならない。また、決勝Ⅰで代表権内の着順を得たクルーが決勝Ⅱにおいて「レッドカード」となった場合も同様に、決勝Ⅱを正常な競漕速度で漕了しなければならない。これに違反したクルーは、失格となることがある。

## 10.レースの終了後

- (1) 決勝線を通過したクルーは、全クルーが決勝線を通過した後、主審が旗を掲げるまでその場で待機すること。主審が「白旗を掲げた」場合はレースの終了を示すものなので、帰艇することができる。主審が「赤旗を掲げた」場合は当該レースに疑義があったことを示すものなので、主審の指示を待つこと。
- (2) 出漕したレースに異議がある場合は、主審が旗を掲げる前に挙手のうえ主審に申し出てること。
- (3) 主審の決定に対して不服があるクルーは、当該決定の通知後1時間以内にその所属団体の代表若しくは代理人を通じるなどで、審判の資格を有する者3名(当該決定を下した審判を除く。)で構成する不服審査委員会に対し、文書で不服を申し立てることができる。不服審査委員会に提出する文書は、審判長席に提出すること。
- (4) 異議申立に対する不服申立に加え、以下の事項に対する不服申立を、異議申立を経ずに不服審査委員会へ書面で行うことができる。手順等は、競漕規則・細則第75条のとおりとする。なお、「当協会所定の書式」とは、不服申立の対象となる状況の説明(レース番号と種別、状況説明、写真等参考資料)と、不服の根拠となる規則・規程の条文及び所属団体代表者の署名と提出日が記載されていれば良く、用紙の種類やレイアウト等の様式は問わない。
- (ア) DNS、DNF、最下位付置、除外、失格等のペナルティ
  - (イ) 他のクルーの異議申立が認められた結果、何らかの影響を受ける場合
  - (ウ) 発表されたレース結果

## 11.伴走の禁止

自動車・自転車等による伴走は禁止する。伴走を発見した場合、競漕委員会は当該団体に対し除外・失格を含む適切な措置を行う。

## 12.その他

### (1) 電子的通信装置および許可データ

- ① レース中(レース用の航行ルールが適用されている全時間帯)、電氣的又は電子的な手段によるクルーと艇の外部とのいかなる方向の交信及びデータの送受信も許されない。ただし、レース経過の追跡のために競漕委員会が特に認めた場合は、当該レースの全艇に同種・同重量の電子的通信装置(GPS等)を取り付けることができる。
- ② レース中のクルーに艇内での計測・記録・保存が許されるデータは、以下の情報のみとする。
  - (ア) タイム
  - (イ) ストローク・レート
  - (ウ) 艇速/加速度 エ. 心拍数
- ③ 前項の情報は「許可データ」と呼ばれ、「許可データ」を収集するための機器や装置の持

込みは許可される。さらに、「許可データ」から直接由来する情報がレース後の使用の目的のためにレース中記録されることも許可される。

① クルーは、②、③で許可されたもの以外のデータや情報をレース中に計測、記録、保存することはできない。

⑤ 本条に違反したクルーは、失格になることがある。

(2) 各クルーは、各自でバウナンバープレートを艇首に取り付けて出漕すること。